

主な検討事項 （技能実習）

①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

②必要なコミュニケーション能力の確保

③適切な評価システムの構築

④適切な実習実施機関の対象範囲の設定

⑤適切な実習体制の確保

⑥日本人との同等処遇の担保

⑦監理団体による監理の徹底

論点と考え方

【前提】

- 技能実習に介護分野を追加するとした場合、技能移転という制度本旨を達成するため、技能実習生が適切に介護の技能を修得できる施設で実習をすることが必要。
- 現在の技能実習制度においては、個々の業種の枠内で、実習実施機関の範囲が制限されている例はない。

【論点と考え方】

- 介護を職種追加するとした場合、実習実施機関の対象範囲について、どのように考えるか。
 - ・「介護」の業務には多様な形態があり得るが、関連制度において、「介護」の業務が行われていることが制度上想定される範囲に限定すべきではないか。（例えば、介護福祉士の国家試験の受験資格要件を満たすための実務経験として認められる施設等に限定）
 - ・一律に外形的な施設類型のみで論じるのではなく、個々の受入れ機関において、実習生が「介護」の業務に従事する必要があるが、これをどのように運用上担保すべきか（実習計画の策定等）。また、一定程度、安定的な経営が行われている場合に限定する必要があるのではないか。
 - ・単独で居宅を訪問して業務を行うことが基本である訪問系サービスについて、実習生の労働者としての人権擁護、適切な在留管理等の観点も含め、どのように考えるか。
- (参考)EPA介護福祉士については、適切な在留管理等の観点から、資格取得後も訪問系サービスに従事することはできないこととされている。

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業

- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・老人デイサービスセンター
- ・老人短期入所施設
- ・(介護予防)通所介護
- ・(介護予防)短期入所生活介護
- ・(介護予防)通所リハビリテーション
- ・(介護予防)短期入所療養介護
- ・(介護予防)認知症対応型通所介護
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・(介護予防)訪問介護
- ・(介護予防)訪問入浴介護

等

障害者総合支援法関係の施設・事業

- ・障害者支援施設
- ・短期入所
- ・生活介護
- ・自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・地域活動支援センター
- ・居宅介護

等

児童福祉法関係の施設

- ・障害児入所施設
- ・児童発達支援センター

等

医療法関係の施設

- ・病院
- ・診療所

等

生活保護法関係の施設

- ・救護施設
- ・更生施設

その他の社会福祉施設等

- ・ハンセン病療養所
- ・労災特別介護施設

等

(注)「等」については、通知上は個別の施設・事業名が限定列挙されている。

【出典】「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」
(厚生省社会局長、児童家庭局長通知)

①移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

②必要なコミュニケーション能力の確保

③適切な評価システムの構築

④適切な実習実施機関の対象範囲の設定

⑤適切な実習体制の確保

⑥日本人との同等処遇の担保

⑦監理団体による監理の徹底

論点と考え方

【前提】

- 監理団体とは、団体要件省令(※)において「技能実習生の技能、技術又は知識を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体」とされており、その役割として、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することが挙げられる。

(※) 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令

- 現在、技能実習制度本体の見直しが行われており、その中では、監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化について検討が進められている。

【論点と考え方】

- 介護分野を職種追加とした場合、監理団体の在り方についてどう考えるか。
 - ・ 技能実習制度本体の見直しの中で予定されている監理団体による監理の適正化等の内容を踏まえて対応すべきではないか。それらの内容が、十全に機能するよう、運用されることが重要ではないか。
 - ・ 個々の監理団体としての適格性については、技能実習制度本体の見直しの内容に沿って、個別具体的に判断されることが必要ではないか。

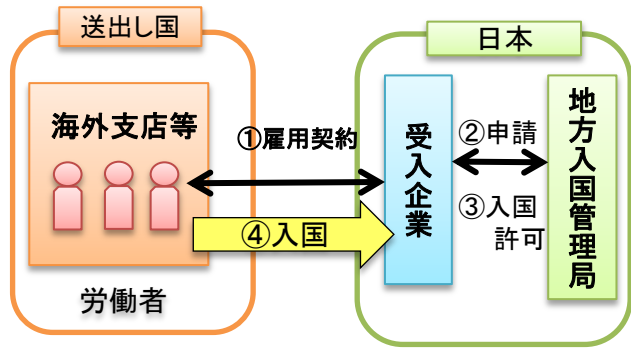
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約16万人在留している。

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

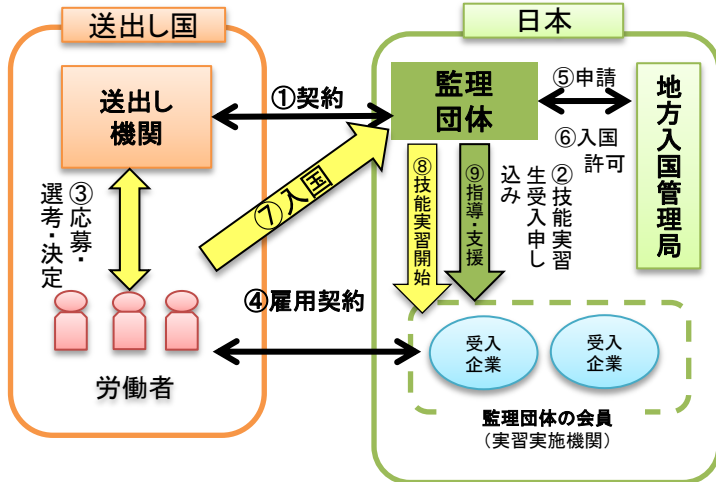
【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

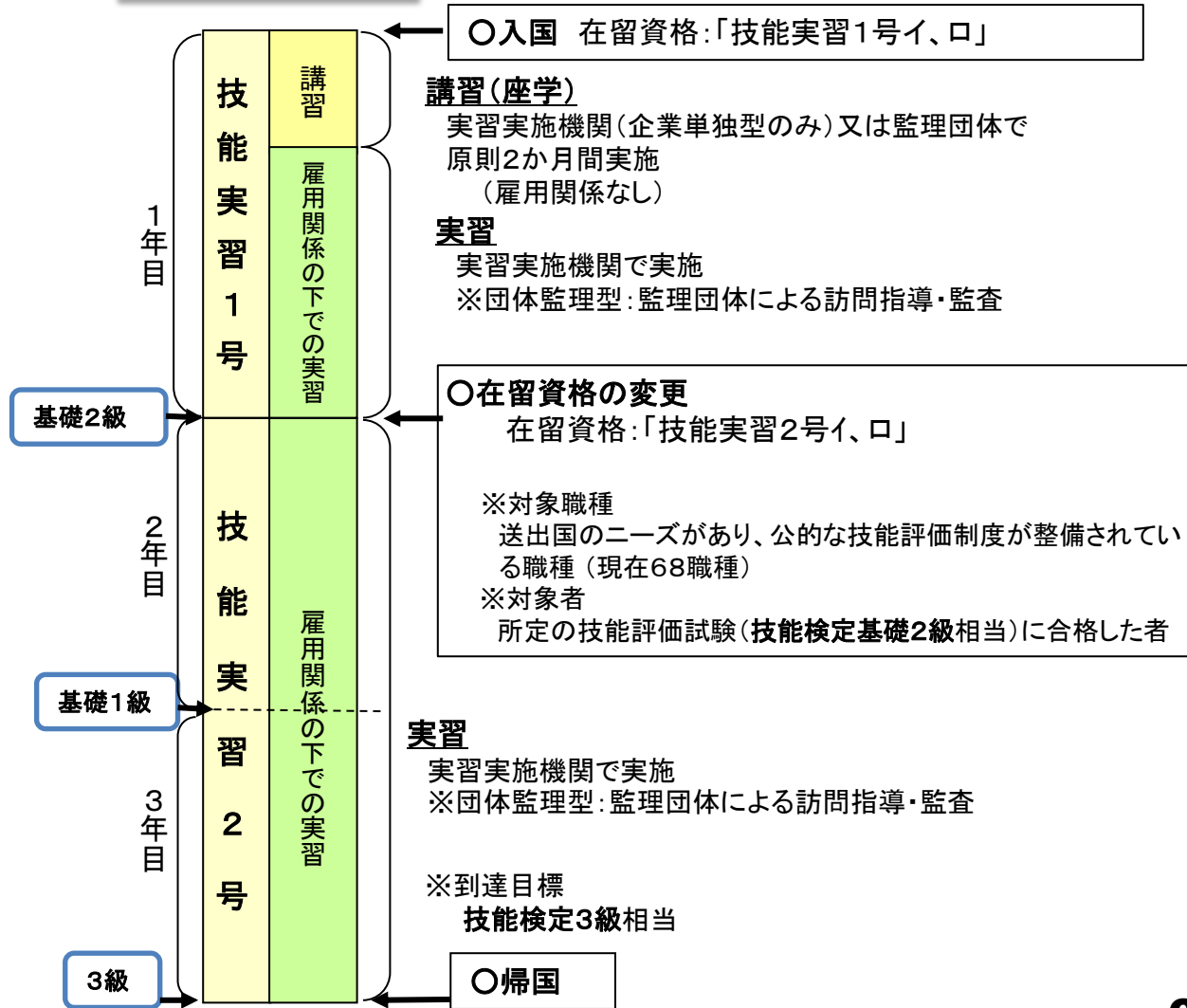


【団体監理型】

非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習における監理団体について(1/2)

【監理団体の要件】

- 商工会議所又は商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人又は公益財団法人、法務大臣が個別に告示した団体であって営利を目的としないもの

【監理団体による監理の内容】

- 実習実施機関に対する監査及び地方入国管理局への報告(3月に1回以上)
- 技能実習生からの相談に対応する体制の構築(相談員の配置等)
- 実習実施機関での技能実習継続が困難な場合に、新たな実習実施機関の確保
- 監理費用を徴収する場合の金額及び使途の明示(技能実習生及び送出し機関への負担禁止)
- 講習の実施、講習施設の確保
- 実習実施機関に赴いての技能実習の実施状況の確認・指導(技能実習1号:1月に1回以上)
- 技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告
- 帰国担保措置(技能実習生の帰国旅費の確保等)
- 講習の実施状況に係る文書の作成及び保管
- 技能実習生用の宿泊施設の確保(実習実施機関による対応も可)
- 労働者災害補償保険等の措置(実習実施機関による対応も可)

【出典】出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令(平成21年法務省令第53号)に基づき作成

技能実習における監理団体について(2/2)

【監理団体の役割】

- 技能実習制度における「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導すること。
- 商工会、中小企業団体等の「責任及び監理」の下で技能実習を実施することにより、中小の企業等の実習実施能力を補完して、適正な技能実習を実施させること。
- 監理団体は、技能実習制度の趣旨が、「人づくり」という国際協力、国際貢献にあることを理解し、実習実施機関や技能実習生の送出し機関に周知して、技能実習生を安価な労働力と考えている実習実施機関や送出し機関が技能実習制度に参入することを防がなければならない。

【出典】「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成25年12月改訂 法務省入国管理局)に基づき作成